

長崎県ケアラー支援シンポジウム 次第

日 時 令和6年1月13日(土) 13:30~16:30

次 第	1 開会挨拶	13:30
	長崎県副知事 浦 真樹	
	2 基調講演 1	13:35
	「条例に託す思い」	
	長崎県議会議員 ごう まなみ 様	
	3 基調講演 2	13:55
	「ケアラー支援の現状と課題、条例制定への期待」	
	一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事 堀越 栄子 様	
	~ 休 憩 ~	14:45
	4 パネルディスカッション	15:00
	「ケアラーが安心できる共生社会の実現のために」	
	コーディネーター	
	長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会	辻 敏子 様
	パネリスト	
	長崎市北多機関型地域包括支援センター	平田 悠介 様
	一般社団法人長崎県介護支援専門員協会	迫 久美子 様
	NPO 法人 school 「まつなぎや」	山田 弘美 様
	高次脳機能に障害をもつ子どもと家族の会よりよりホームズ	飯田 彰吾 様
	5 閉会挨拶	16:25
	長崎県福祉保健部 次長 中尾 美恵子	

***** < 長崎県のケアラー支援に関する情報 > *****

ケアラー支援
に関する取組



ヤングケアラー支援
に関する取組



長崎県ケアラー支援
推進計画(素案)



計画(素案)に対
するパブリック
コメントの実施



リンク先は全て県のホームページです。

長崎県ケアラー支援シンポジウム

ひとりにしない、社会で支える ケアラー支援

家族の介護等を行うケアラーが、誰にも頼れずに孤立したり、心身が疲弊してしまうことが問題となっています。少子高齢化や核家族化などが原因で、家庭の人手は少なくなり、個々人にかかる介護等の負担は以前より大きくなりました。長崎県では、ケアラーを支援する条例を制定し、社会全体で支える仕組みの構築に取り組んでまいります。

基調講演 1

「条例に託す思い」

長崎県議会議員 **ごう まなみ氏**



純心女子短期大学保育科卒業。NBC長崎放送契約社員として番組制作に関わる。フリーとなりテレビレポーター、ラジオパーソナリティ、イベントMCとして活躍。26歳で結婚。授かった長男が重度の障害児だったため離婚。シングルマザーで障害児の子育てと仕事の両立の大変さを経験。2013年長崎県議会議員補欠選挙初当選。現在4期目。自身の経験から、昨年ケアラー支援条例を制定。

基調講演 2

「ケアラー支援の現状と課題、条例制定への期待」

一般社団法人
日本ケアラー連盟代表理事 **堀越 栄子氏**



日本女子大学で教育研究に携わりながら、1997年地元の埼玉県において、認定NPO法人さいたまNPOセンターを設立し、代表理事として市民活動やNPO活動を支援している。2010年、「ケアラーを社会で支える包括的な体制を作ろう」と、日本ケアラー連盟を設立し、代表理事の1人となる。以来、全国2万世帯のケアラー実態調査、自治体でのヤングケアラー調査等を行い、日本の多様なケアラーの現状を把握し、ケアラーを社会的に支援する必要性や支援策、法制化・条例化について、国や自治体に提言している。

申込方法

会場、またはオンラインで参加できます。スマートフォン等からQRコード、またはURLを読み込み、必要事項を入力してお申込みください。 <https://x.gd/Rmlup>

会場 長崎県庁1階大会議室
(長崎市尾上町3番1号)

※お越しの際は公共交通機関をご利用ください。



パネルディスカッション

「ケアラーが安心できる 共生社会の実現のために」

【コーディネーター】

長崎県地域包括・
在宅介護支援センター協議会 **辻 敏子氏**



島原市地域包括支援センター管理者、県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長。2022年に家族介護者支援の機能強化を目的とした厚生労働省老健事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究事業」に参画。介護者に対する支援の実施はあっても、健康や疾病予防の事業が少なく、介護者自身の健康的・文化的な生活に焦点を当てた支援・人材の育成・機能強化の必要性を痛感し活動している。

【パネリスト】

長崎市北多機能型
地域包括支援センター **平田 悠介氏**



2016年より北多機能型地域包括支援センターの管理者として従事。地域共生社会の実現に向けて、多世代、多職種、多分野の垣根を超えた地域の仕組みづくりを行うべく、福祉全般の総合相談業務に携わるとともに、障がい者と児童の交流や校内居場所カフェなどの新規事業の企画、実施に取り組んでいる。

一般社団法人
長崎県介護支援専門員協会 **迫 久美子氏**



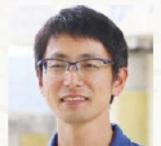
長崎市のケアサポート春の管理者として勤務。2023年1月にワークサポートケアマネジャーに認定登録。現在、仕事と介護の両立、離職防止を目指したワークサポートケアマネジャーが果たす役割についての研修講師や、介護離職防止支援セミナーなどを通して、広く周知活動を展開している。

NPO法人school
「まつなぎや」 **山田 弘美氏**



産後、看護師復帰し、12年間精神科急性期治療病棟の経験をj経て、子どもの成長・発達には、地域でのより早い段階での関わりや居場所の必要性を感じる。医療から福祉へ、放課後等デイサービスに7年勤務しながら、2019年設立のNPO法人schoolの不登校支援に携わり、現在、NPO法人school「まつなぎや」子どもの居場所の専属スタッフとして勤務している。

高次脳機能に障害をもつ子どもと
家族の会より **飯田 彰吾氏**



よりよりホームズは、小児期に交通事故や脳の病気を原因として高次脳機能障害を発症した(または症状を有する)子どもと家族により、2022年5月14日に発足。長崎県高次脳機能障害支援センターとも連携し、主に研修会や交流会を開催し会員間の交流を図るとともに、全国で活動する小児高次脳機能障害の家族会との連携も進めている。

お問い合わせ

長崎県長寿社会課

☎095-895-2434



お申し込み先
QRコード

長崎県ケアラー支援条例

令和4年10月14日公布

身近な人に無償で介護、看護、日常生活上の世話等の援助を行うすべての人が、援助を受ける人と共に安心して人生を送ることができるようになることは、私たち県民の願いである。

近年、少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、家庭における介護等の人手が不足し、ケアラーに過度な負担がかかっている。また、根強く残る「家族が介護するのが当たり前」という規範意識もあいまって、ケアラーが孤立し、抱える悩みを声に出しにくくなっており、受けられる支援すら届かないという課題が生じている。

これらの課題解決を図るため、ケアラーに対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立したり、心身が疲弊することのないよう、社会全体で支える機運を醸成していくことが重要である。

ここに、私たちは、ケアラーに対する理解を深めるとともに、社会全体で支えていく仕組みを構築し、だれ一人取り残さないことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援(以下「ケアラー支援」という。)に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ケアラー 高齢、障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助(以下「介護等」という。)を提供する者をいう。

ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。

県民等 県民、県内に通勤し、又は通学する者及び県内で活動する者をいう。

事業者 県内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う者をいう。

関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。

民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、その生活の継続性が損なわれないように行われなければならない。

2 ケアラー支援は、県、県民等、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

3 ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会

を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ケアラーに関する介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等の制度間の調整を図りつつ、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(県と市町等との連携)

第5条 県は、前条の施策を実施するに当たっては、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等と相互に連携を図るものとする。

2 県は、ケアラー支援における市町の役割の重要性に鑑み、市町がケアラー支援に関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、県及び市町が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員又は雇用しようとする者がケアラーである可能性があることを認識するとともに、ケアラーの就労の促進及び継続に資するよう、その就労と介護等との両立に資する環境の整備に努め、その者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、当該ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 関係機関のうち教育に関する業務を行うもの(以下次項において「教育機関」という。)は、前条第2項に規定するもののほか、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性があ

ることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

- 2 教育機関は、前条第3項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるものとする。

(ケアラー支援推進計画)

第10条 県は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの現状を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ケアラー支援に関する基本方針

ケアラー支援に関する具体的施策

前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項

- 3 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第11条 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、ケアラー自身が、自らの置かれている状況について正しく理解したうえで、適切な支援を求めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、県民等、事業者、関係機関、民間支援団体等が、ケアラーが置かれている状況、ケアラー支援の方法等のケアラー支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 県は、ケアラー支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラー支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備)

第13条 県は、ケアラー支援を適切に実施するため、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制及び県、市町、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。

(民間支援団体等による支援の推進)

第14条 県は、民間支援団体その他のケアラーを支援している者が適切かつ効果的にケアラー支援を推進することができるよう情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。